山鹿市告示第１３６号●

　山鹿市農業機械免許等取得補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和３年７月２１日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市農業機械免許等取得補助金交付要綱

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業機械の運転又は操作をするための免許等を取得する者に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成１７年山鹿市規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　大型特殊免許　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項に規定する大型特殊自動車免許をいい、運転することができる自動車の種類を道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）別表第１の表大型特殊自動車の項第２欄ロに規定する自動車に限定されたものを含む。

　(2)　けん引免許　道路交通法第８４条第３項に規定するけん引免許をいう。

　(3)　農業用ドローンオペレーター技能認定　農薬散布、農地管理等に使用するためのドローンオペレーター技能の認定をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱による補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1)　第２条各号に規定する免許等（以下「免許等」という。）を取得しようとする者

(2)　市内に引き続き６月以上住所を有する者

(3)　農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は同法第１４条の４に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

(4)　市税等を滞納していない者

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

（補助金の額等）

第４条　この要綱による補助金の額は、免許等の取得に係る受講料及び受験料に相当する額に３分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、大型特殊免許及びけん引免許の取得に係るものにあっては３万円を、農業用ドローンオペレーター技能認定の取得に係るものにあっては６万円を限度とする。

（事前承認の手続）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、免許等の取得に係る受講の申込みの前に、農業機械免許等取得補助金交付承認申請書（様式第１号）及び次に掲げる書類を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

　(1)　住民基本台帳及び農地台帳に関する調査承諾書

　(2)　市税等の未納がない旨の証明書

　(3)　第３条第５号の要件に関する照会承諾書

　(4)　免許等の取得に係る受講の内容及びその概算の受講料及び受験料が分かる書類

　(5)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、第３条の規定に該当するかどうかを確認し、その結果を当該申請をした者に通知する。

（補助金の交付申請）

第６条　前条第２項の規定による承認を受けた者であって、補助金の交付の申請をしようとするものは、免許等の取得後２月を経過する日までに、農業機械免許等取得補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　農業機械免許等取得完了届（様式第３号）

(2)　運転免許証又は技能認定証等の写し

(3)　免許等取得のために支払った受講料及び受験料を証する書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日等）

１　この要綱は、令和３年７月２１日から施行し、同年４月１日以後に免許等を取得した者について適用する。

　（令和３年度における特例）

２　令和３年４月１日からこの要綱の施行の日までの間に免許等を取得した者については、第６条に規定する期限にかかわらず、この要綱の施行の日から２月を経過する日までの間に同条の規定による交付の申請をすることができるものとする。この場合において、当該申請の際は、第５条第１項第１号から第３号までに掲げる書類を添えなければならないものとし、同条の規定は、適用しない。

３　この要綱の施行前に免許等の取得に係る受講の申込みをした者でこの要綱の施行の日後に免許等を取得するものについては、第５条の規定は適用せず、第６条の規定による交付の申請をすることができるものとする。この場合において、当該申請の際は、第５条第１項第１号から第３号までに掲げる書類及び免許等の取得に係る受講の状況が分かる書類を添えなければならない。